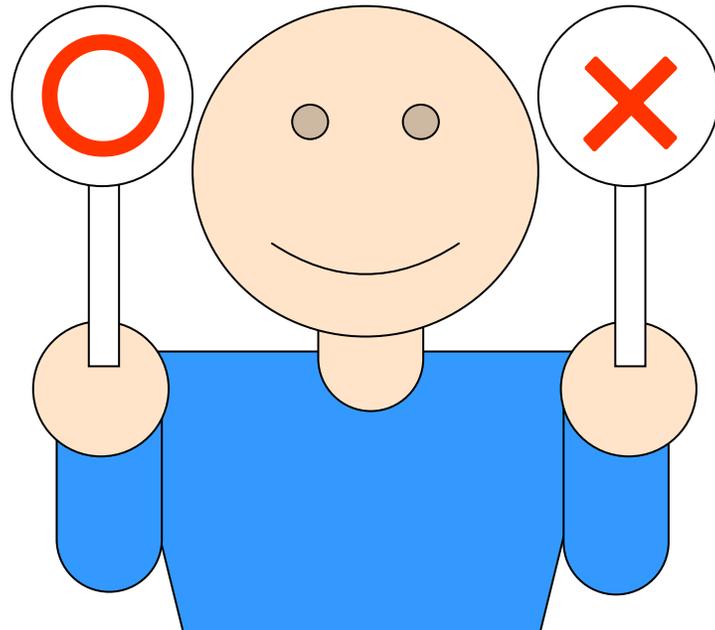


倫理理解度チェック（PART 2）

- 正しいものは「○」、間違っているものは「×」で答えて下さい。（全10問）
- 最後に倫理の理解度について判定を行いますので、各人で正解数を把握して下さい。



問 1

利害関係者の家族が亡くなった場合、香典を出すことは問題ないが、それに対する香典返しは、どのようなものであれ、受け取ることはできない。

問 1

答え



隊員が、利害関係者に対して香典を出すことは問題ありませんし、香典返しについても、**一般的な範囲内のもの（半返し程度）であれば受け取ることができます。**（規程第3条第1項第1号）

問 2

無償で利害関係者からサービスの提供を受けることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときに、経費で帰りのタクシーを用意すると言われても、提供を受けることは認められない。



問 2

答え



職務として利害関係者を訪問した際に、利害関係者の経費でタクシーを用意してもらうようなことは認められません。（規程第3条第2項第4号）

問 3

利害関係者から接待を受けることは禁止されているが、仕事で出席した会議で、弁当の提供を受けることは、利害関係者からであっても認められる。



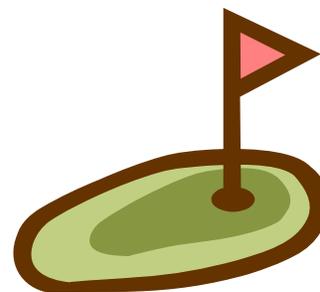
答え



職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けることは、禁止行為の例外として認められています。（規程第3条第2項第7号）

問 4

利害関係者とのゴルフは禁止されているので、自分が会員となっているゴルフ場で、ゴルフクラブの指定によってたまたま利害関係者と一緒の組になった場合でも、一緒に回ることはできない。



問 4

答え



利害関係者と共にゴルフをすることは、自己の費用を負担する場合であっても禁止されていますが、自分が会員となっているゴルフ場で指定された組にたまたま利害関係者も入っていたような場合は、禁止行為には当たりません。（規程第3条第1項第7号）

問5

契約の関係で業者が利害関係者となるのは会計事務担当の隊員に限られ、調達要求元の隊員にとっては、業者が契約の関係で利害関係者となることはない。



答え



契約事務担当職員は、必ずしも会計事務担当職員に限られず、**当該契約内容を実質的に決定し得る立場にある職員**（例えば、調達要求元において購入物品を実質的に決定する隊員など）も含まれます。

（規程第2条第1項第5号）

問 6

自分が異動した場合、異動前に自分の利害関係者だった企業が引き続き後任者にとっての利害関係者になっていても、今の自分のポストでその企業と仕事上の関係がなければ、自分にとっては利害関係者にならない。

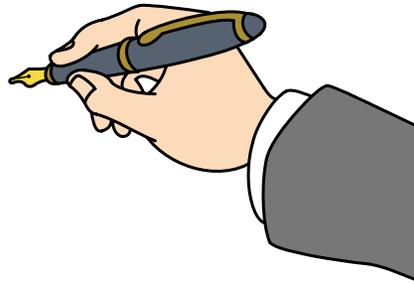
答え



異動前のポストで利害関係者だった者は、**異動後も3年間は、利害関係者**とみなされます。ただし、その者とそのポストに現在就いている隊員との間の利害関係がなくなった場合には、このみなしもその時点で終了します。（規程第2条第3項）

問7

無償で利害関係者から物品を借りることは禁止されているので、仕事で利害関係者を訪問したときも、ボールペン1本であっても借りることは認められない。



答え



職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、**軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。**（規程第3条第2項第3号）

問 8

隊員が飲食した際の費用を、その飲食の場に居合わせなかった事業者を支払わせることは、その相手が利害関係者でなくとも許されない。



答え



つけ回しは倫理規程上の禁止行為です。これは、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担と支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合が想定しがたい悪質な行為であるという考えに基づいています。（規程第5条第2項）

問 9

利害関係者に要求して、利害関係者からイベントチケットを自分以外の第三者に対して贈らせることは禁止されている。

答え



利害関係者をして第三者に対し、倫理規程第3条第1項第1号から第7号までの禁止行為をさせることは、禁止行為となっています。（規程第3条第1項第9号）

問 1 0

利害関係者から依頼されて報酬を受けて、講演を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない。



答え



利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、著述、放送番組への出演等を行う場合は、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければなりません。
(規程第9条)

倫理理解度チェック判定（PART 2）

正解数	判 定
0～5	このままでは、違反を犯してしまったり、逆に萎縮して不自由を感じたりするおそれがあります。一刻も早く、自衛隊員倫理教本をお読みください。
6～7	基本事項について一部誤解があるようです。間違っただ問の内容について、自衛隊員倫理教本で確認してください。
8～9	基本事項はほぼ身に付いています。惜しくも間違っただ点については、自衛隊員倫理教本で確認してください。
10	基本事項を十分に理解しています。他の職員の模範になるように行動しましょう。